

(参考) 新旧対照表 サーベイランスのためのHIV感染症/AIDS診断基準等における疾患名等について

改正後	改正前
<p>(厚生労働省エイズ動向委員会,2007)</p> <p>我が国のエイズ動向委員会においては、下記の基準(平成18年3月8日健感発第0308001号厚生労働省健康局結核感染症課長通知「<u>感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第12条第1項及び第14条第2項に基づく届出の基準等について</u>」)によってHIV感染症/AIDSと診断され、<u>感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第12条第1項に基づき届け出がなされた報告</u>の分析を行うこととする。この診断基準は、サーベイランスのための基準であり、治療の開始等の指標となるものではない。近年の治療の進歩により、一度指標疾患(Indicator Disease)が認められた後、治療によって軽快する場合もあるが、発生動向調査上は、報告し直す必要はない。しかしながら、病状に変化が生じた場合(無症候性キャリア AIDS、AIDS 死亡等)には、必ず届け出ることが、サーベイランス上重要である。</p> <p>なお、報告票上の記載は、</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 無症候性キャリアとは、Iの基準を満たし、症状のないもの 2) AIDSとは、IIの基準を満たすもの 3) その他とは、Iの基準を満たすが、IIの基準を満たさない何らかの症状があるものを指すことになる。 <p>I HIV感染症の診断(省略)</p> <p>II AIDSの診断(省略)</p>	<p>(厚生省エイズ動向委員会,1999)</p> <p>我が国のエイズ動向委員会においては、下記の基準によってHIV感染症/AIDSと診断された結果に基づき分析を行うこととする。この診断基準は、サーベイランスのための基準であり、治療の開始等の指標となるものではない。近年の治療の進歩により、一度指標疾患(Indicator Disease)が認められた後、治療によって軽快する場合もあるが、発生動向調査上は、報告し直す必要はない。しかしながら、病状に変化が生じた場合(無症候性キャリア AIDS、AIDS 死亡等)には、必ず届け出ることが、サーベイランス上重要である。</p> <p>なお、報告票上の記載は、</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 無症候性キャリアとは、Iの基準を満たし、症状のないもの 2) AIDSとは、IIの基準を満たすもの 3) その他とは、Iの基準を満たすが、IIの基準を満たさない何らかの症状があるものを指すことになる。 <p>I HIV感染症の診断(省略)</p> <p>II AIDSの診断(省略)</p>

III 指標疾患 (Indicator Disease) 該当箇所以外省略

A . 真菌症

5 . ニューモシスティス肺炎

C . 細菌感染症

1 2 . 非結核性抗酸菌症

1) 全身に播種したもの

2) 肺、皮膚、頸部、肺門リンパ節以外の部位に起こったもの

F . その他

2 0 . 反復性肺炎

2 1 . リンパ性間質性肺炎 / 肺リンパ過形成 : LIP/PLH complex (1
3 歳未満)

2 2 . HIV 脳症 (認知症 又は亜急性脳炎)

2 3 . HIV 消耗性症候群 (全身衰弱又はスリム病)

III 指標疾患 (Indicator Disease) 該当箇所以外省略

A . 真菌症

5 . カリニ肺炎 (注) 原虫という説もある

C . 細菌感染症

1 2 . 非定型抗酸菌症

1) 全身に播種したもの

2) 肺、皮膚、頸部、肺門リンパ節以外の部位に起こったもの

F . その他

2 0 . 反復性肺炎

2 1 . リンパ性間質性肺炎 / 肺リンパ過形成 : LIP/PLH complex (1
3 歳未満)

2 2 . HIV 脳症 (痴呆又は亜急性脳炎)

2 3 . HIV 消耗性症候群 (全身衰弱又はスリム病)

(付記) 厚生労働省エイズ動向委員会によるAIDS診断のための指標疾患の診断法 **該当箇所以外省略**

5. ニューモシスティス肺炎

(1) 確定診断

顕微鏡検査**又はPCR法**により、*Pneumocystis jiroveci*を確認。

(2) 臨床的診断(すべてに該当)

2) (いずれか一つに該当)

<a> 胸部X線**又はCT**でび漫性の両側間質像増強

 ガリウムスキャンでび漫性の両側の肺病変

3) (いずれか一つに該当)

<a> 動脈血ガス分析で酸素分圧が70 mmHg 以下

 呼吸拡散能が80%以下に低下

<c> 肺胞-動脈血の酸素分圧較差の増大

<d> 酸素飽和度の低下

4) 細菌性肺炎を認めない**又は -D-グルカン高値**

B. 原虫症

6. トキソプラズマ脳症(生後1か月以後)

(1) 確定診断

(付記) 厚生省エイズ動向委員会によるAIDS診断のための指標疾患の診断法 **該当箇所以外省略**

5. カリニ肺炎

(1) 確定診断

顕微鏡検査により、カリニを確認。

(2) 臨床的診断(すべてに該当)

2) (いずれか一つに該当)

<a> 胸部X線でび漫性の両側間質像増強

 ガリウムスキャンでび漫性の両側の肺病変

3) (いずれか一つに該当)

<a> 動脈血ガス分析で酸素分圧が70 mmHg 以下

 呼吸拡散能が80%以下に低下

<c> 肺胞-動脈血の酸素分圧較差の増大

4) 細菌性肺炎を認めない

B. 原虫症

6. トキソプラズマ脳症(生後1か月以後)

(1) 確定診断

組織による病理診断又は髄液PCR法により、トキソプラズマを確認

1 1 . 活動性結核（肺結核又は肺外結核）

（ 1 ）確定診断

細菌学的培養又はPCR法により診断

（ 2 ）臨床的診断

培養により確認できない場合には、X線写真等により診断

1 2 . 非結核性抗酸菌症

（ 1 ）確定診断

細菌学的培養又はPCR法により診断

（ 2 ）臨床的診断

下記のいずれかにおいて、顕微鏡検査により、結核菌以外の抗酸菌を検出した場合は、非結核性抗酸菌症と診断。

< a > 糞便、汚染されていない体液

< b > 肺、皮膚、頸部もしくは肺門リンパ節以外の組織

D . ウイルス感染症

1 5 . 進行性多巣性白質脳症

（ 1 ）確定診断

組織による病理診断又は髄液PCR法により、JCウイルスを確認

（ 2 ）臨床的診断

CT、MRIなどの画像診断法により診断

F . その他

2 2 . HIV脳症（認知症又は亜急性脳炎）

組織による病理診断により、トキソプラズマを確認

1 1 . 活動性結核（肺結核または肺外結核）

（ 1 ）確定診断

細菌学的培養により診断

（ 2 ）臨床的診断

培養により確認できない場合には、X線写真等により診断

1 2 . 非定型抗酸菌症

（ 1 ）確定診断

細菌学的培養により診断

（ 2 ）臨床的診断

下記のいずれかにおいて、顕微鏡検査により、結核菌以外の抗酸菌を検出した場合は、非定型抗酸菌症と診断。

< a > 糞便、汚染されていない体液

< b > 肺、皮膚、頸部もしくは肺門リンパ節以外の組織

D . ウイルス感染症

1 5 . 進行性多巣性白質脳症

（ 1 ）確定診断

組織による病理診断

（ 2 ）臨床的診断

CT、MRIなどの画像診断法により診断

F . その他

2 2 . HIV脳症（痴呆又は亜急性脳炎）

エイズ病原体感染者報告票（病状に変化を生じた事項に関する報告）

都道府県知事（保健所設置市長、特別区長）殿 **該当箇所以外省略**

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第12条に規定により報告された症例について、病状に変化を生じたので、次のとおり報告する。

病状の変化	1 HIV無症候性キャリア等 AIDS ・ AIDSと診断した年月日 ____年__月__日 ・ AIDSと診断した指標疾患（該当するものすべてに をつける） 5 . ニューモシスティス肺炎 12 . 非結核性抗酸菌症（ 全身に播種したもの 肺、皮膚、頸部、肺門リンパ節以外の部位に起こったもの） 22 . HIV脳症（ 認知症又は亜急性性脳炎）				
	2 生存 死亡 ・ 死亡した年月日 ____年__月__日 ・ 死亡の原因 1 AIDSが原因の死亡 2 それ以外の原因による死亡 ()				
国籍	1 日本 ()	2 その他 ()	性別 1 男性 2 女性	年齢	才
前回報告時の臨床診断	1 無症候性キャリア () 2 AIDS 3 その他				
感染者と診断した年月日	____年 ____月 ____日				
備考					
医療機関名		医療機関名	〒		
診断医師名		関係の			
報告年月日	年 月 日	所在地	電話	()	

エイズ病原体感染者報告票（病状に変化を生じた事項に関する報告）

都道府県知事（保健所設置市長、特別区長）殿 **該当箇所以外省略**

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第12条に規定により報告された症例について、病状に変化を生じたので、次のとおり報告する。

病状の変化	1 HIV無症候性キャリア等 AIDS ・ AIDSと診断した年月日 ____年__月__日 ・ AIDSと診断した指標疾患（該当するものすべてに をつける） 5 . カリニ肺炎 12 . 非定型抗酸菌症（ 全身に播種したもの 肺、皮膚、頸部、肺門リンパ節以外の部位に起こったもの） 22 . HIV脳症（ 痴呆又は亜急性性脳炎）				
	2 生存 死亡 ・ 死亡した年月日 ____年__月__日 ・ 死亡の原因 1 AIDSが原因の死亡 2 それ以外の原因による死亡 ()				
国籍	1 日本 ()	2 その他 ()	性別 1 男性 2 女性	年齢	才
前回報告時の臨床診断	1 無症候性キャリア () 2 AIDS 3 その他				
感染者と診断した年月日	____年 ____月 ____日				
備考					
医療機関名		医療機関名	〒		
診断医師名		関係の			
報告年月日	年 月 日	所在地	電話	()	